

第2章 練馬のみどりを未来へつなぐ

第1項 みどり豊かなまちづくりのために

1 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例など

(1) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

区は、民有地の樹林を保全するために、全国の自治体に先駆けて憩いの森（市民緑地）制度を創設しました。これを契機として昭和52年には、「みどりを保護し回復する条例（昭和52年3月29日条例第1号）」を制定し、みどりのまちづくりを進めてきました。

その後、練馬のみどりを取り巻く環境が著しく変化したため、新しい緑化制度等を盛り込んだ「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成19年12月17日条例第79号）」を新たに制定しました。

(2) 練馬区みどりの総合計画の策定

区は、平成10年に都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を策定し、総合的に緑化施策を進めてきました。平成21年には、みどりの実態や社会動向、関連する法制度の状況を踏まえ、基本計画を改定しました。平成31年4月に、区民が実感できるみどり豊かなまちづくりの実現に向け、より積極的、効果的な施策を展開するため、新たに「練馬区みどりの総合計画」を策定しました。

この計画では、30年後に練馬のみどりに満足している区民を80%にするという目標を掲げ、目標達成に向けた2つの基本方針として、みどりのネットワークの形成とみどりを育むムーブメントの輪を広げることを定めています。

(3) 練馬区緑化委員会

条例に基づく附属機関として、みどりの保全と創出に関する重要な事項を調査審議します。

2 みどりのネットワークの形成

(1) みどりのネットワーク形成の推進

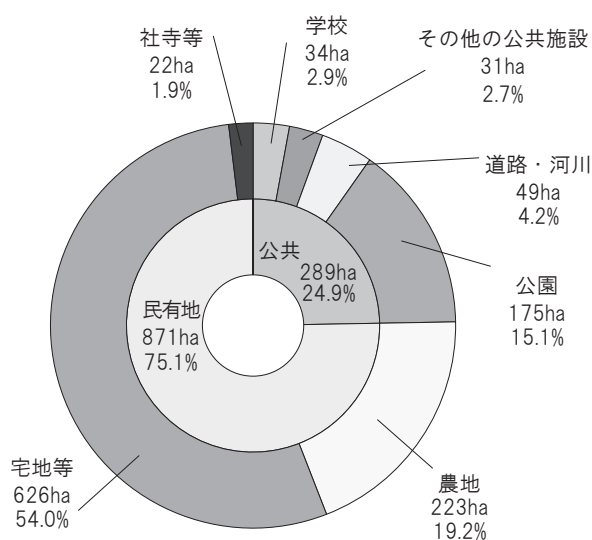
区の緑被率（草地、樹林地や農地などのみどりに覆われた面積の割合）は、23区で最も高い24.1%であり、大きな魅力となっていますが、減少傾向にあります。

「練馬区みどりの総合計画」では、みどりの拠点としての公園の整備や樹林地の保全、それらをつなぐみどりの軸となる道路や河川沿いの緑化により、みどりあふれるまちづくりを進めることとしています。

【緑被率の推移】

年度	緑被率
平成 18 年	26.1%
平成 23 年	25.4%
平成 28 年	24.1%

【緑被等の内訳（平成 28 年）】



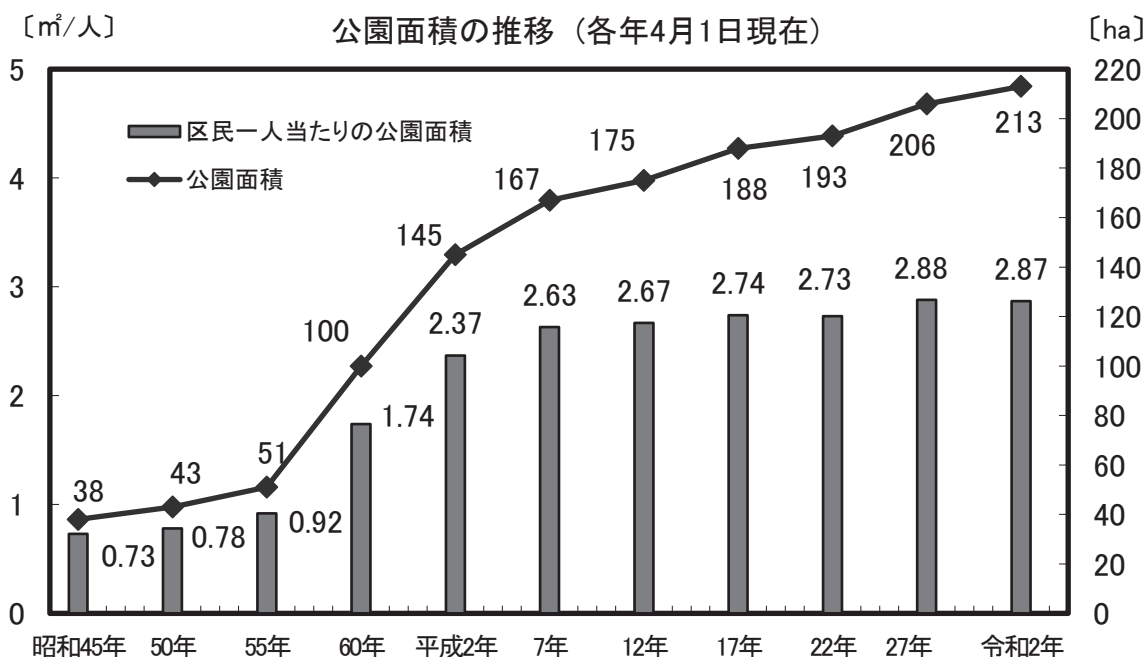
(2) 特色ある公園等の整備

誰もが利用できる身近なみどりの空間が公園です。

令和 2 年 4 月に新たに開設した「上石神井こもれば公園」は、近隣小学校の子どもたちと行ったワークショップでの提案などを反映するとともに、東京藝術大学の協力を得て整備しました。

「豊玉中いっちょうめ公園」は、地域の皆さまと日本大学芸術学部との協働により、多くの利用者の声を取り入れた公園として、令和 2 年 4 月にリニューアルオープンし、地域の方による清掃などの自主管理も開始しました。

今後も地域の特性等を活かし、スポーツや花の名所など、区内外から多くの人が訪れるような魅力的で特色のある公園の整備を進めていきます。



(3) 公共施設の樹木管理

区立施設の樹木の維持管理について、基本的な考え方を整理し、施設管理者とみどり推進課の役割分担を整理する「公共施設樹木管理要綱」を令和2年1月に制定しました。施設長による日常点検や、自然樹形に配慮したせん定に努めることなどを定めています。

(4) 民有樹林地の保全

区内のみどりの約4分の3は、民有地のみどりです。区は、民有地のみどりを保全する事業を実施しています。

ア 都市計画緑地の拡大

屋敷林などの樹林のうち、特に重要なものは、「緑確保の総合的な方針」に基づき、公有地化による保全に向けて地権者との交渉を進めています。令和元年度は1か所を都市計画緑地として決定しました。

イ 市民緑地

区は、市民緑地制度を活用して、300㎡以上の良好な樹林の保全を図っています。所有者は区と土地使用貸借契約を結び、公共の用途に無償で土地を貸すことによって、都市計画税・固定資産税が非課税となります。区は園路整備や清掃・せん定などの日常管理を行って、樹林を広く区民に開放しています。1,000㎡以上を「憩いの森」、その他を「街かどの森」と呼んでいます。

【市民緑地の推移】

(各年度末)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
憩いの森 1,000 m ² 以上	40 か所	40 か所	40 か所
	92,979 m ²	95,023 m ²	97,235 m ²
街かどの森 300 m ² 以上	6 か所	5 か所	5 か所
	3,578 m ²	2,753 m ²	2,753 m ²

ウ 保護樹木・保護樹林

区は、所有者の申請に基づき、一定の条件を満たす樹木・樹林を保護樹木・保護樹林として指定し、その所有者に対して、せん定費の助成や賠償責任保険の加入などの支援を行っています。

【保護樹木・保護樹林の推移】

(各年度末)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
保護樹木	1,222 本	1,192 本	1,193 本
保護樹林	71 か所	72 か所	72 か所
	18.8ha	18.7ha	18.6ha

(5) みどりの美しい街並みづくり

個人や団体が行う、まとまりや連続性のあるみどりの街並みづくりに対して支援する取組を進めています。

ア みどりの協定

区は、地域の緑化に取り組む町会や自治会などと協定を結び、苗木を提供するなど、協定地区の緑化活動を支援しています。

【みどりの協定の推移】

(各年度末)

	協定地区数	協定に基づく支援
平成 29 年	18 団体	苗木の提供 1,732 本
平成 30 年	19 団体	苗木の提供 1,675 本
令和元年	20 団体	苗木の提供 1,988 本

イ 地域住民による花壇管理

公園や駅周辺の花壇など、公共の花壇を地域住民が管理することで、地域の庭としての公園への愛着を育むとともに、魅力的な花壇づくりを推進しています。

【花壇管理の状況】

(各年度末)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
公園等花壇	23 か所	22 か所	20 か所
駅周辺花壇	10 駅 11 団体	10 駅 11 団体	10 駅 11 団体

ウ 緑化助成制度

道路に面して生け垣を新たに設置する場合や、沿道緑化等に要する経費の一部を助成しています。令和元年度の助成実績は、生け垣化 12 件 (130.8m)、フェンス緑化 12 件 (149.7 m²)、沿道緑化 6 件 (33 m²)、屋上緑化 1 件 (1.1 m²) でした。

(6) 緑化計画の事前協議

区内で一定規模以上の開発行為や建築行為を行うときは、緑化計画を作成し、区に事前協議をしなければなりません。令和元年度は問合せが 1,729 件、事前協議申請が 917 件ありました。

(7) 樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは、30 日前までに区に届け出なければなりません。また、伐採後は代替の植栽に努めるものとしています。令和元年度は 51 件の届出がありました。

3 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

(1) 個人のみどりを地域で守る仕組み

区民と地域のみどりの関わりを深め、ともにみどりを守り育てるため、公園や憩いの森の区民管理の拡充、みどりを守り育てる人材や団体育成など、区民協働のムーブメントの輪を広げるための取組を進めています。

ア 公園や憩いの森等の区民管理

区は、町会や自治会などの地域団体による公園の自主管理活動（清掃・除草等）や、区民団体による憩いの森等の自主的管理活動を支援しています。

【公園や憩いの森の自主管理活動の推移】

(各年度末)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
公園の自主管理	27 か所 21 団体	27 か所 20 団体	30 か所 22 団体
憩いの森等の自主管理	2 か所 2 団体	2 か所 2 団体	3 か所 3 団体

イ 区民活動団体育成支援事業

区は、憩いの森等を地域住民自ら管理・保全する区民活動団体を育成しています。令和元年度は西本村憩いの森で育成支援を実施しました。活動団体は、清掃・除草の他に、野草の保全や樹木のせん定等も行いながら、森の特性に応じた管理を行うことを目指しています。

(2) みどりを守り育てる人材や団体の育成

令和元年度は緑化協力員 76 名が地域で緑化活動を行いました。令和 2 年度からは、みどりを守り育てる人材や団体の育成をより推進するため緑化協力員制度を見直し、「つながるカレッジねりま」にみどり分野を開講します。

(3) 練馬みどりの葉っぱい基金

区は、平成 16 年 10 月に「練馬区みどりを育む基金（練馬みどりの葉っぱい基金）」を設置しました。基金は寄付金と区の積立金等からなっています。これまで、希少なカタクリの大群生地である清水山の森（大泉町一丁目）の保全整備事業に基金から 2 億円を活用しました。

令和元年 12 月に、より区民に練馬のみどりに親しんでもらうきっかけとなるよう、ローズガーデンプロジェクトなど、応援したいプロジェクトを選んで寄付ができる基金にリニューアルしました。

令和元年度末の現在高は、18 億 8,212 万円です。

(4) みどりの普及啓発施設

ア 花とみどりの相談所

昭和 62 年 4 月に緑化意識の普及啓発を目的として開所し、花とみどりに関する相談や園芸に関する講座・講習会を開催しています。令和元年度は 45 回の講座・講習会を開催し、720 人が参加しました。園芸相談は 3,368 人が利用しました。

イ 四季の香ローズガーデン

平成 28 年 5 月に開園した、6 種類のバラの香りを楽しめる国内でも珍しいバラ園です。令和元年度の来園者数は 70,839 人でした。

ウ 牧野記念庭園

昭和 33 年 12 月に故・牧野富太郎博士の偉業を後世に伝えるため、邸宅跡を整備し開園した庭園です。令和 2 年 3 月に都指定文化財（名勝及び史跡）の指定を受けました。令和元年度の来園者数は 22,444 人でした。

エ こどもの森緑地

平成 27 年 4 月に子どもたちがみどりを活用した冒険的な遊びや自然体験のできる施設として開園した緑地です。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自由な発想で遊べるようサポートしてくれます。令和元年度の来園者数は 34,451 人でした。

オ 中里郷土の森緑地

平成 29 年 3 月にみどりや生き物と触れ合う体験ができる施設として開園した緑地です。周辺の町会、商店会の協力を得て毎年、ホタルの観察会を開催しています。令和元年度の来園者数は 12,313 人でした。